

## 規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	暴力的要求行為として規制する行為の追加	
担当部局	警察庁刑事局組織犯罪対策部企画分析課	
評価実施時期	平成24年2月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>近年、事業者等の中で暴力団排除の気運が高まる中で、取引を拒絶する事業者等に対し、指定暴力団員がその所属する指定暴力団等の威力を示して取引を不当に要求する実態がみられるようになっている。また、近年、指定暴力団員やその関係者が、公共工事の入札や契約のみならず、公有地の売買、警備や清掃といった業務の委託等に係る入札等についても同様の不当な行為を敢行しており、さらに、他の入札参加者に対して威力を示して談合に協力させるなどの不当な行為を敢行している実態もみられる。</p> <p>こうした状況に対処するため、これらの不当要求を暴力的要求行為として規制する行為に追加することとする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第9条(暴力的要求行為の禁止)及び第10条(暴力的要求行為の要求等の禁止)
想定される代替案	上記の不当要求に対し、指導・警告等により対処する。	
規制の費用	<b>各要素の費用</b>	
	(遵守費用)	<p>規制を受けることとなる指定暴力団員は一定の不当要求を行うことができなくなるが、金銭的負担や作為義務が課されるものではなく、新たな遵守費用はほとんど生じない。</p>
	(行政費用)	<p>都道府県公安委員会に命令の発出事務が生ずることとなるが、既存の規制と一連の体系をなすものであり、当該命令の発出事務に係る新たな費用はほとんど生じない。</p>
	(その他の社会的費用)	<p>その他の社会的費用は想定されない。</p>
規制の便益	<b>各要素の便益</b>	
	(遵守費用)	<p>罰則を担保とした命令により一定の不当要求が抑止され、当該不当要求により事業者等に被害が生じることを防止することができると考えられる。</p>
	(行政費用)	<p>暴力団は、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」であるところ、任意手段である指導・警告等では、不当要求が十分に抑止されるとはいえない。</p>
	(その他の社会的費用)	<p>その他の社会的費用は想定されない。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>改正案の費用と便益を比較すると、費用がほとんど生じないのに対して一定の便益があるといえることから、費用以上の便益があるものと評価することができる。また、改正案と代替案を比較すると、費用の点では両者とも極めて小さくほとんど差が出ないのに対し、便益の点では、代替案よりも改正案の方が一定の不当要求が抑止され、当該不当要求により事業者等に被害が生じることを防止することができることと期待されることから、改正案の便益の方が大きいといえることができる。したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	<p>平成23年10月から12月にかけて「暴力団対策に関する有識者会議」(座長:川端博明治大学法科大学院教授)において暴力団対策の在り方に関して幅広く検討が行われ、平成24年1月に報告書が取りまとめられたところ、同報告書において、本規制を含む暴対法の一部改正骨子案について、基本的に了承する旨の言及がなされている。</p>	
レビューを行う時期又は条件	<p>改正法の施行後、規制の適用状況及び暴力団員による不当要求の実態等を勘案し、本規制によってもなお暴力団員による不当要求の抑止が困難な情勢に至った場合等必要と認められる時期にレビューを行う。</p>	
備考		